

憲法学と安全保障 —戦後憲法学への疑問—

會津 明郎

目次

1. はじめに
2. 旧日米安全保障条約と平和条約並びに国際連合憲章
3. 旧日米安全保障条約締結の背景
4. 「八月革命説」と科学としての憲法学
5. 絶対平和主義と国家の安全並びに国際協力
6. おわりに

1. はじめに

日米安全保障条約⁽¹⁾は、今年で署名50周年を迎えた。この日米安全保障条約は、日本国と各連合国との間の戦争状態の終了と日本国の主権回復（平和条約第一条）を定めた平和条約⁽²⁾に署名がなされた1951年9月8日と同じ日に署名された旧日米安全保障条約⁽³⁾に替わるものとして、1960年1月19日に署名されたものである。

平和条約は1952年4月28日に発効し、日本は1945年8月14日の降伏から6年半余りにわたった占領期間を経て主権と独立を回復した。そして同時に旧日米安全保障条約も発効した。

このようなわけで、日本はその主権と独立を回復して以来、国の安全を日米安全保障条約に大きく依存して現在に至っている。

ここでは日本の安全保障に関する占領政策と日本国憲法の制定、そこにおける憲法学との関わりをフォローしながら、問題点を検討したい。

2. 旧日米安全保障条約と平和条約並びに国際連合憲章

- (1) 旧日米安全保障条約と日本をとりまく環境

旧日米安全保障条約の前文⁽⁴⁾には、この条約が締結されるに至った経緯と平和条約並びに国際連合憲章との関係が具体的に述べられている。すなわち

①日本国は武装を解除されているので、平和条約の発効の時に固有の自衛権を行使する有効な手段をもたないこと。

②無責任な軍国主義がまだ世界から駆逐されていないので日本国には危険があり、日本国はアメリカ合衆国との安全保障条約を希望すること。

③平和条約は、日本国が主権国として集団的安全保障取極を締結する権利を有することを承認し、さらに、国際連合憲章は、すべての国が個別的及び集団的自衛の固有の権利を有することを承認していること。

④これらの権利の行使として、日本国はその防衛のための暫定措置として、日本国に対する武力攻撃を阻止するため日本国内及びその付近にアメリカ合衆国がその軍隊を維持することを希望すること。

⑤アメリカ合衆国は平和と安全のために、現在、若干の自国軍隊を日本国内及びその付近に維持する意思がある。但し、アメリカ合衆国は日本国が、攻撃的な脅威となり又は国際連合憲章の目的及び原則に従って平和と安全を増進すること以外に用いられ

うべきべき軍備をもつこと常に避けつつ、直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負うことを期待すること。

(2) 平和条約と国際連合憲章

旧日米安全保障条約がその根拠としている集団的安全保障取極を締結する権利については、平和条約第五条(c)がつぎのように規定している⁽⁵⁾。

連合国としては、日本国が主権国として国際連合憲章第五十一条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有すること及び日本国が集団的安全保障取極を自発的に締結することができることを承認する。

さらに、平和条約の第五条(a)には、日本国は、国際連合憲章第二条に掲げる義務特に次の義務を受諾する、として

- (i) その国際紛争を、平和的手段によって国際の平和および安全並びに正義を危うくしないように解決すること。
- (ii) その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使は、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むこと。
- (iii) 国際連合が憲章に従ってとるいかなる行動についても国際連合にあらゆる援助を与え、且つ国際連合が防止行動又は強制行動をとるいかなる国に対しても援助の供与を慎むこと。

そして、国際連合憲章の第7章は、平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動について規定し、第四十一条の非軍事的措置とともに、第四十二条は、軍事的措置として次のように規定している⁽⁶⁾。

安全保障理事会は、第四十一条に定める措置では不十分であろうと認め、又は不十分なことが判明したと認めるときは、国際の平和および安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍又は陸軍の行動をとることができ

る。この行動は、国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖その他の行動を含むことができる。

3. 旧日米安全保障条約締結の背景

(1) 占領政策と日本国憲法の制定

日本降伏の条件を定めたポツダム宣言⁽⁷⁾は、日本の軍国主義の永久的な除去(第六項)と日本国軍隊の完全な武装解除(第九項)を求め、また、日本国国民の間における民主主義的傾向復活強化に対する一切の障害を除去すること、言論、宗教及び思想の自由並びに基本的人権の尊重が確立されるべきこと(第十項)などを求めている。

そして、ポツダム宣言の定める目的が達成され、且つ日本国国民の自由に表示された意思に従い平和的傾向を有し且つ責任ある政府が樹立された際には、占領軍は、直ちに日本国より撤収されるべきこと(第十二項)を定めていた。

また、ポツダム宣言を実現するための占領政策のかなめとして連合軍司令部によって進められた日本国憲法の制定に当たっては、マッカーサー三原則⁽⁸⁾のひとつであった戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認が法文化されて憲法第九条の戦争放棄条項となり、平和主義は日本国憲法の基本原則となった⁽⁹⁾。

連合軍最高司令官であったマッカーサーは、1946年4月5日に対日理事会⁽¹⁰⁾の第一回会議において演説し、そのほぼ一か月前に「憲法改正草案要項」として発表された憲法改正案におけるこの戦争放棄条項について特に述べた。それは、この条項に対しアメリカの新聞論調などにもそれがあまりに理想主義的、非現実的であり、こどもらしい夢物語であるという批判に一矢を報いたもののように思われた⁽¹¹⁾。マッカーサーは次のように述べた⁽¹²⁾。

「提案されたこの新憲法の条項はいずれも重

要で、その各項、その全部が、ポツダム宣言で表現された所期の目的に貢献するものであるが、私は特に戦争放棄を規定する条項について、一言したいと思う。これはある意味においては、日本の戦力崩壊から来た論理的帰結に他ならないが、さらに一步進んで、国際分野において、戦争に訴える国家の主権を放棄せんとするのである。日本はこれによって、正義と寛容と、社会的ならびに政治的道徳の厳津によって支配される国際集団への信任を表明し、かつ自国の安全をこれに委託したのである。」

(2) 占領政策と日本国の安全

ポツダム宣言の目的が達成されたことにより、平和条約が締結された。そして、ポツダム宣言にしたがって占領軍は日本から撤収することになるはずであった。

しかし、ポツダム宣言が発表された時点と平和条約が締結された時点とでは、世界の情勢が大きく変わっていた。

ポツダム宣言の第六項は「無責任なる軍国主義が世界より駆逐せらるるに至る迄は、平和、安全及び正義の新秩序が生じ得ざる」⁽¹³⁾となっていた。そして、ナチスドイツに次いで日本が降伏したことにより、軍国主義は世界から駆逐されたはずであった。

ところが旧日米安全保障条約の前文に明記されたように、無責任な軍国主義がまだ世界から駆逐されていない、とされたのである。

このように、世界の情勢が大きく変化し、無責任な軍国主義がまだ世界から駆逐されていない状況の下では、平和条約が発効して占領軍が撤収し、日本が主権と独立を回復し国際社会に復帰する時点において、日本が国家の存立と安全を確保するためには、国際社会において国家に認められている権利、すなわち国際連合憲章第五条によって国家固有の権利と定められている⁽¹⁴⁾自衛権を行使できるような国家の体制が整えられていなければならなかった、と筆者は考える。

何故ならば、国際連合は憲章の第二条一項に明記されているようにすべての加盟国の主権平等の原則にその基礎をおいており⁽¹⁵⁾敗戦国が講和条約によってその主権と独立を回復し、国際社会に復帰する時点において、他の主権国家と対等な条件で国際連合に加盟することが可能となるような条件を整えることが戦勝国の占領政策に求められる、と筆者は考えるからである。

無責任な軍国主義がまだ世界から駆逐されていない状況の下では、憲法で軍備の保持を禁じられた国家は、滅亡するか、あるいは軍国主義の国家に従属するか、の途をたどらざるを得ない。その意味で旧日米安全保障条約の前文は、平和国家の名の下に完全無防備の国家の建設を目的とする憲法を制定した占領政策の破綻を物語っている、と筆者は考える。

それでは憲法学においては日本国の安全はどのようにとらえられていたか。「八月革命説」と「非武装平和国家論」をはじめとする多くの論文によって戦後の憲法学を主導した宮沢の論述をもとに検討したい。まず、宮沢と日本国憲法との関わりから始めたい。

4. 「八月革命説」と科学としての憲法学

(1) 科学としての憲法学

宮沢は日本において科学としての憲法学を確立した、とされている。芦部信喜は次のように述べている⁽¹⁶⁾。

「日本の憲法学が真の科学としての憲法学になったのは、宮沢憲法学を持って嚆矢とするといっても、おそらく過言ではあるまい。それほど先生は、科学としての憲法学の確立に早くから熱情を込めて取り組んだ。」

しかし宮沢は、日本国憲法に関わる諸問題を考察するに当たって、必ずしも科学としての憲法学を追究する姿勢を貫いたわけではない、と筆者は考える。

「現行憲法成立の法理を説明するのにもっと

も適切なもの⁽¹⁷⁾とされる「八月革命説」をはじめとする宮沢の諸論文には、占領政策の影が微妙に投影されている、と筆者は考える。

(2) 「八月革命説」の発表とその経緯

宮沢の「八月革命説」をめぐる管野喜八郎と樋口陽一の論争⁽¹⁸⁾において、樋口はポツダム宣言の受諾によって「旧憲法の根本原理であった天皇主権が否定され、従って天皇を統治権の総覧者とする意味での『国体』が否定されたことを明らかにした側面」⁽¹⁹⁾が宮沢の科学的認識によるものであることを強調して、次のように述べている⁽²⁰⁾。「『八月革命説』のこの側面は、周知のとうり、尾高朝雄教授の『ノモス主権』論が、新旧二つの憲法とも『ノモス』こそ最高だとする点で変わらないことと主張することによって、二つの法体制の連続性を強調しようとしたのに対して、宮沢教授は、それを、ポツダム宣言の受諾によって天皇制に与えられた『致命的ともいべき傷を包み、できるだけそれに昔ながらの外観を与えようとするハウタイの役割を演じようとするもの』と批判いたしました（「国民主権と天皇制とについてのおぼえがき」1948年）。宮沢教授の見解は、敗戦すなわち『八月革命』の直後の時点でいちはやくそのような『致命的ともいべき傷』を認識したわけではありません（たとえば、1945年10月段階での『毎日新聞』寄稿）。しかし、そのような時間差の問題は別として、その認識内容そのものとしては、かつて1930年代に宮沢憲法学が提示していたイデオロギー批判の手法をあざやかに適用したものといえる、と私は考えております。」

樋口が指摘した宮沢の1945年10月段階での『毎日新聞』寄稿とは、宮沢が1945年10月19日の毎日新聞一面で「憲法改正」について論じたことを指すもの、と筆者は解する。

「本来の民主制回復“弾力性”の悪用に釘」の見出しの下に、宮沢は、わが国においてこ

れまで憲法改正があまり具体的に問題にならなかったのは、憲法の有する弾力性の結果であることを指摘した上で次のように述べている⁽²¹⁾。

「今時の憲法改正論は何よりポツダム宣言の履行との関係において生じたものである。従って、そこでの主題がわが憲法の民主化に置かれるであらうことは推測するに難くない。この点については、現在のわが憲法典が元来民主的傾向と相容ぬものでないことを十分理解する必要がある。わが憲法は、いふまでもなく、立憲主義に立脚するものである。ところで、立憲主義とは、何であるかといふと、消極的には人民の自由を不当な国家権力の干渉に対して擁護し、積極的には、人民が直接間接に国政に参与する原則をいふのである。人民の自由を不当な国家権力の干渉に対して擁護すべしとするはいはゆる自由主義の原則であり、人民が直接間接に国政に参与すべしとするはいはゆる民主主義の原則である。わが憲法が立憲主義に立脚することは即ち、わが憲法が自由主義と民主主義を承認することに外ならぬ。」

そして宮沢は、この立憲主義が必ずしも十分に実現されなかったとして、その代表的な例として、統帥権の独立をあげ、次のように述べている。

「かやうにわが憲法の本来有する立憲主義を再確立することは必ずしも必然的に憲法の条項の改正を要求するものではないが、然らばこの際改正は全然無用かといふと、決してそうではない。すでに各新聞紙上にも伝えられるように、軍の解消に関係する各種の条項の改廃はもとより、議会制度に関する条項等についても改正を考慮すべきものがすくなくあるまい。」

このように宮沢は、毎日新聞紙上で論じた「憲法改正について」においては、ポツダム宣言の解釈に関して、それが明治憲法に法的な革命をもたらす重大な意味が込められてい

たとは、全く考えていなかった、と筆者は解する。

宮沢が「憲法改正について」を公表した『毎日新聞』の同じ紙面には、憲法改正準備調査会が内閣に設置されることが報じられていた。

憲法改正は、マッカーサー元帥と幣原首相との会談におけるマッカーサー元帥の示唆によるもので、10月25日に政府は、松本国務大臣を委員長とする憲法問題調査委員会の設置を発表した⁽²²⁾。

宮沢は、その委員となり⁽²³⁾、第一回調査会は、宮沢も出席して10月30日に開かれた。その際、明治憲法の逐条的な検討が行われた。委員のひとりである当時法制局第一部長であった佐藤達夫は、明治憲法の第一条と第四条について検討した結果を次のように記録している⁽²⁴⁾。

「第一条 問題なし」

「第四条 触れる必要なし」

明治憲法の第一条と第四条は次のようになっている。

第一条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第四条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ

1946年2月8日に、憲法問題調査委員会は松本国務大臣が起草した憲法改正要綱およびこれについての説明書を総司令部に提出した⁽²⁵⁾。

総司令部は、このいわゆる松本案を拒否した。その理由はこの松本案が「日本が戦争と敗北から教訓を学び取って、平和な社会の責任ある一員として行動する用意ができたことの重要な証拠と連合国がみなしうる、民主的な線に沿う日本の政治機構の大規模な自由主義的な再編成としては不十分なものである」というところにあった⁽²⁶⁾。

2月13日、総司令部は総司令部案すなわちマッカーサー草案を日本政府に交付した⁽²⁷⁾。

3月6日、内閣は「憲法改正草案要項」を公表した⁽²⁸⁾。そして宮沢が『世界文化』の五月号に「八月革命と国民主権主義」を公表し、「八月革命説」を唱えたことは周知の事実である。

宮沢は、その論文の冒頭で「去る三月六日に発表せられた政府の憲法改正草案の特色のうちでいちばん重大なものは、いふまでもなく、国民主権あるひは人民主権である。」とした上で、次のように述べている⁽²⁹⁾。

「昨年八月、日本は刀折れ矢尽きて敵陣に降伏し、ポツダム宣言を受諾した。その宣言の中に『日本の最終的な政治形態は自由に表明せられた人民の意思にもとづいて決せられる』といふ言葉がある。ここに注目する必要がある。

この言葉はいったい何を意味するであらうか。いふまでもなく、日本の政治の最終的な権威が人民の意思にあることを意味する。日本の最終的な政治形態の決定権を人民がもつといふのはむろんかような意味である。ほかの言葉でいへば、人民が主権者だといふ意味である。そして、その言葉を日本はそのまま衆議し、とってしまって日本の政治の根本建前とすることを約したのである。」

「八月革命説」の核心である日本政府のポツダム宣言受諾に関する8月10日の申し入れに対する8月11日付けの連合国の回答は、次のようなものであった⁽³⁰⁾。

「降伏ノ時ヨリ天皇及日本国政府ノ国家統治ノ権限ハ降伏条項実施ノ為其ノ必要ト認ムル措置ヲ執ル聯合國最高司令官ノ制限ノ下ニ置カルモノトス (subject to)

日本国ノ最終的ノ政治形態ハ『ポツダム』宣言ニ遵ヒ日本国民ノ自由ニ表明スル意思ニ依リ決定セラルベキモノトス」

宮沢は、この文言を手がかりに「八月革命説」を説いた。

1946年3月6日に政府から発表された憲法改正草案要項が、1946年2月13日に総司令部

から日本政府に交付されたマッカーサー草案⁽³¹⁾をもとにしたものであることは周知の事実である。

しかし、当時そのことは総司令部側⁽³²⁾においても日本政府側⁽³³⁾においても厳重な秘密事項とされ、そのことを知る者は関係したごく少数の者に限られていた。

宮沢は「八月革命と国民民主主義」のおわりの部分で、「政府案が国民民主主義を採用したのは決して単なるアメリカの模倣ではない。」⁽³⁴⁾として、政府案が日本政府によって自主的につくられたものであることを強調している。

しかし、事實は、宮沢はマッカーサー草案に接する機会があり、「八月革命説」も「非武装平和国家論」も、宮沢がマッカーサー草案の内容を知った上で執筆されたものであった。

宮沢と小林直樹との対談『昭和思想史への証言』において、小林は次のように質問している⁽³⁵⁾。

「ところで、先生はいわゆる三月六日案と呼ばれる政府草案が発表される前に、『平和国家の建設』を憲法改正の理念とすべきだという論文を『改造』に書かれています。日本が平和国家として積極的に『丸裸になって出直すべき秋である』という非武装思想を明らかにしているのは、この当時としては佐藤達夫氏が指摘しているとうり⁽³⁶⁾『めずらしかったといつていい』わけですが、当時すでに先生が『何かの事情でマッカーサー草案のことを知った上で』書かれたのかどうか。大事な提言ですので、うかがっておきたいと思います。」

これに対して宮沢は、次のように答えている⁽³⁷⁾。

「いかにも残念ですが、どうも肝心の私自身の記憶がすこぶる怪しいのです。一生懸命に思い出してみますと、私は当時の閣僚の一人からマッカーサー草案のことを聞いていまし

た。たぶん二月の下旬、それが閣僚にわかった頃だったでしょう。政府が非常に困っていると聞いたように思いますが、それが第一条の国民主権についてのことだったと記憶しています。国民主権を認めるとなれば『国体護持』ということは言えなくなるのではないか。それで政府が大いに頭を悩ませているというような話を聞いたように思います。そのとき、その草案の第九条の非武装の規定のことも聞いたかもしれません。私としては、国民主権と『国体護持』の関係で政府がひどく困っているという印象を強くうけたので、第九条との関係はどうもはっきり印象に残っていません。

しかし、佐藤達夫さんの指摘されるように、マッカーサー草案が発表される前に、私が、非武装思想を少しでも主張したとすると、私自身、マッカーサー草案の存在を知る機会をもっていた以上、私の発言がマッカーサー草案の第九条の規定と無関係だと見ることはむずかしいでしょう。やはりその草案のことを聞いたときに（もちろん、私は英文の（？）草案を数分のぞいだけで、丁寧に読んだわけではありません。丁寧に読む余裕は与えられませんでした。）第九条のことも一緒に聞いて、それが私の頭の中に入っていたかもしれません。佐藤達夫さんの推測どうり、私が『マッカーサー草案のことを知った上で』書いたものと判断するよりしかたがないような気がします。」

そして次のように述べている⁽³⁸⁾。

「要するに、一種の国際的圧力に応じて新しい憲法草案ができたということです。日本政府に先見の明があつて、もつとうまくやったら、向こうからマッカーサー草案を突きつけられるような不格好な目に会わずにすんだらうとは言えますが、その場合でも、日本政府が、国際的圧力のもとでその意にそわない憲法草案を採用したことは、同じでしょう。」

小林の問に対して、宮沢が認めているよう

に「八月革命説」も「非武装平和国家論」も宮沢がマッカーサー草案を知った上で構想されたものである。

(3) 法の科学における認識とイデオロギー

宮沢は、「日本憲法学史上の名作中の名作」⁽³⁹⁾といわれる「国民代表の概念」⁽⁴⁰⁾において、法律学の概念とイデオロギーについて論じ、法の科学について次のように述べている⁽⁴¹⁾。

「ここでの目的は我々の経験に興えられた法の認識にある。この場合の人間の精神作用はひとへに理論的である。だから、ここで用いられる概念はすべて本質的に理論的であり、従って非政治的・非闘争的でなくてはならぬ。それは決して現実に対して行動的に働きかけること的手段ではなくて、現実の法をそのまま認識し、理解するための手段である。ここでは法を良くし、より正しくすることは問題とはせられぬ。現実の法—それが良いにせよ、悪いにせよ—を正確に認識することだけがここでの目的である。」

そしてイデオロギーについて次のよう述べている⁽⁴²⁾。

「その本質上現実と一致しなくてはならぬ科学概念として自ら主張する表象であって實は現実と一致しないものをいまここで広くイデオロギーと呼ぶとすれば、法の科学的概念とせられてあるものにはイデオロギー的性格をもつものが少なくないといふことができよう。」

次いで宮沢は、この意味のイデオロギーが生ずる理由を次のように述べている⁽⁴³⁾。「一般的に見るときは、それは人間の理論的認識がその実践的意欲によって歪められることによって生ずるといはなくてはならぬ。イデオロギーは、いはば、人間の主観的な希望・欲求が客観的な科学理論の仮面を着けたものに外ならぬ。」

厳しい言論統制がしかれ、検閲が行われていた占領下⁽⁴⁴⁾において「八月革命説」の発表が許されるためには、次のような条件がク

リアされなければならなかった、と筆者は考える。

第一に、日本政府が公にした憲法改正草案要項は総司令部ではなく、日本政府によって自主的につくられたものであること。

第二に、天皇主権主義を根本原理とする明治憲法を改廃して、国民主権主義を基本原理とする日本国憲法を制定することが正統性を有すること、すなわち新憲法の生まれが由緒正しい⁽⁴⁵⁾ものであることを明らかにすること。

これらの条件を満たすために、宮沢によって構想されたのが「八月革命説」であった、と筆者は考える。

要するに「八月革命説」は、日本政府が憲法改正草案要項を発表する前に、マッカーサー草案に接する機会を得た宮沢が、日本降伏の条件であったポツダム宣言とマッカーサー草案との整合性をはかるために、宮沢によって構想されたものである。それはポツダム宣言の科学的な認識をもとにしたものではなく、明治憲法の実質から日本国憲法の国民主権主義への変革に正統性を与えようとする宮沢の実践的あるいは政治的な意欲が込められた解釈である、と筆者は考える。

ケルゼンの研究で知られる法哲学者の長尾龍一は、宮沢によって主導された戦後の憲法学について「戦後憲法学が濃厚な護教的性格をおび、憲法を認識する以上に憲法を賛美し、宣布し、擁護することに精力を傾けてきたことは周知のことである。」と述べている⁽⁴⁶⁾。

そして「八月革命」の実質を「主権が天皇からマッカーサーにはなく、天皇から国民に移ったものと解したこと」について「護教的色彩が否定しえない」ことを指摘している⁽⁴⁷⁾。

筆者のこれまでの検討の結果によれば、宮沢の「八月革命説」は、ポツダム宣言とマッカーサー草案との調和を目的とするものであり、日本国憲法の制定があたかもポツダム宣

言の受諾によって主権者とされた国民によってなされたかの外観を与えようとするもので、尾高の「ノモス主権論」におけるのハウタイと同じ役割を演じようとしたもの、と解する。菅野喜八郎が述べているように「八月革命説は新憲法のアポロギヤ以外のなものでもない⁽⁴⁸⁾」、と筆者も解する。

5. 絶対平和主義と国家の安全並びに国際協力

(1) 宮沢と「非武装平和国家論」

宮沢は「八月革命説」の発表とほぼ同時に、『改造』の1946年3月号に憲法改正について論文を発表し、「日本を真の平和国家として再建して行かうといふ理想に徹すれば、現在の軍の解消を以て単に一時的な現象とせず、日本は永久に全く軍備をもたぬ国家—そのみが真の平和国家である—としてたっていくのだといふ大方針を確立する覚悟が必要ではないかとおもふ。」と述べ、憲法改正は平和国家の建設を目指す理念のもとに進められなければならないとする『非武装平和国家論』⁽⁴⁹⁾を展開した。そのなかで論じられた永久に全く軍備をもたないとする「絶対平和主義」⁽⁵⁰⁾は戦後の憲法学を主導し、現在においても「絶対平和主義」は第九条の解釈について憲法学の通説たる地位を占めている⁽⁵¹⁾。

宮沢の「非武装平和国家論」につて佐藤達夫が、「当時、日本の永久非武装にまで論及したものはめずらしかったといっている。」⁽⁵²⁾と述べ、「何らかの事情でマッカーサー草案のことを知った上での記述かと思われるが」⁽⁵³⁾とコメントしているが、宮沢自身が小林教授との対談で明らかにしたように、「非武装平和国家論」もマッカーサー草案の内容を知った上で、執筆されたものであった。

(2) 宮沢の第九条解釈と国際連合加盟論

宮沢は、絶対平和主義の視点から憲法第二章 戦争の放棄と第九条の解釈について次の

ように述べている⁽⁵⁴⁾。

「日本国憲法は、無条件降伏の結果として生まれたこととも関連し、その基本原理は、何よりも戦争の否定と平和へのあこがれに立脚する。前文に、『日本国民は・・・政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように決意し』とあり、『日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚する』とあり、さらに、『われらは、平和を維持し・・・ようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ』とあり、また、『われらは、全世界の国民がひとしく・・・平和のうちに生存する権利を有することを確認する』とあるのは、すべてこの趣旨を示す。」

そして「日本国憲法は、この理想を、どのような方法で実現しようとするか。」として、「この点で、日本国憲法は、これまでどこの国の憲法にも見られないような思いきった方法を採用した。」として、次のように述べている。

「それは第一に、あらゆる戦争を放棄する。」⁽⁵⁵⁾「第二に、それは軍備を撤廃する。」⁽⁵⁶⁾

自衛権については、「日本は、自衛権はもつが、その発動としても、戦争を行うことは許されず、自衛権は、戦力や、武力の行使を伴わない方法によってのみ、発動を許されることになる。」⁽⁵⁷⁾として、実質的には否定している。

そして宮沢は、「今日の国際社会においては、すべての国家が多かれ少なかれ軍備もっている。」⁽⁵⁸⁾ことを指摘した上で、「それならば、こういう国際社会の現実のもとで、日本は、いかにして自らの安全を保障するか」⁽⁵⁹⁾として前文の「日本国民は・・・平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」の文言を引用している⁽⁶⁰⁾。続いて「こういう態度は、さらに1952年4月28日に発効した日本と連合国との平和条約で、より具体的に

明らかにされている。」として次のように述べている⁽⁶¹⁾。

「日本はそこで『あらゆる場合に国際連合憲章の原則を遵守する』ことを約束し、国際連合による安全保障の方式をとることを約束している。日本は自らは、軍備を全廃し、また、世界のすべての国がそれにならうことを最終の理想とはしているものの、多かれ少なかれ武装された国家によって組織され、安全保障の具体的措置として武力措置をも是認している国際連合による国際平和維持の方式を承認しているのであるから、少なくとも現在の段階においては、安全保障がそうした武力的措置によって行われる可能性を承認しているものと見なくてはならない。言葉をかえていえば、日本国憲法は、日本が軍備をもつことは禁止するが、国際平和が場合によっては武力によって守られなくてはならないことを認める以上国際警察隊の存在を否認するものではない。

従って、日本は国際連合に加入すべきであり、それに加入した場合は、その安全保障措置に協力する義務を負う。もっとも、日本国憲法はいかなる軍備をもつことを禁止しているから、日本は、国際連合に加入しても、国際連合憲章の定める『国際の平和および安全の維持のために必要な兵力』を提供する義務(国連憲章四三条)は履行することができない。」

しかし、宮沢の絶対平和主義をもとにした憲法解釈と国際連合憲章の原則との間には大きな落差があり、宮沢の憲法解釈に従うならば、日本は国際連合に「加入すべきでない、という結論にならなければならない、と筆者は解する。

宮沢は、平和条約によって日本があらゆる場合に国際連合憲章の原則を遵守し、国際連合の安全保障方式をとることを約束したことを根拠として、国際連合による武力を伴う安全保障を肯定し、国連に加盟して武力による

安全保障に日本の安全を託ことを認めている。

しかし、宮沢の説く絶対平和主義は、日本がいかなる理由であれ、武力の保持と武力の行使を一切認めない徹底したものである。

これに反して、国際連合憲章の第四十二条は、第四十一条に定める国際紛争解決のための非軍事措置が不十分な場合には、軍事的措置をとることができることを定めている。

そして憲章の第二条はすべての加盟国が、国際連合が、この憲章に従ってとるいかなる行動についても国際連合にあらゆる援助を与える、ことを定めている。

これまで見てきたように、宮沢の憲法解釈によれば日本は国際連合に加入しても、憲章に従って負う軍事的措置をとる義務を果たすことができない。

国際連合は、加入国が憲章に定めるその義務を果たすことによって機能することができるのであるから、加入してもその義務を果たすことができないという解釈をとる以上、日本は国連に加入すべきでないという結論にならなければならない、と筆者は解する。

宮沢は国際法と国内法の関係については、憲法第九十八条の解釈に当たって国際法優位の一元説をとっている⁽⁶²⁾、と解される。宮沢は次のように述べている⁽⁶³⁾。

「いくら国際法を守るといったところで、確立された国際法に反する国内法が適法に成立することが認められ、しかも後者が前者に優先することがみとめられるかぎり、国際法はほんとうに誠実に遵守されたことにはならないからである。」

国際法優位の一元説をとる宮沢の立場からするならば、宮沢の絶対平和主義をもとにした憲法解釈は、これまで見た国連憲章の諸原則と整合するのか、筆者は疑問に思う。

(3) 第九条と自衛権の行使

1946年3月6日に、政府の「憲法改正草案要項」が発表された当時、宮沢の解釈と異なる

り、日本国憲法第九条の下でも自衛権による武力の行使、そのための軍備の保持、さらに将来日本が国際連合に加入した際には、憲章に従った武力行動も可能だとする憲法解釈があったことに注目したい。

憲法改正草案要綱の「第二 戦争の抛棄」は、次のようになっていた⁽⁶⁴⁾。

「第九 国ノ主権ノ発動トシテ行フ戦争及武力ニ依ル威嚇又ハ武力ノ行使ヲ他国トノ間の紛争ノ解決ノ具トスルコトハ永久ニ之ヲ抛棄スルコト

陸海空軍其ノ他ノ戦力保持ハ之ヲ許サズ国ノ交戦権ハ之ヲ認メザルコト」

この発表をうけ3月9日付けの『毎日新聞』の一面には、宮沢の同僚でのちに第3代の最高裁判所長官をつとめた国際法学者横田喜三郎⁽⁶⁵⁾の談話が掲載されている。そのなかで、横田は次のように語っている。

「今回の憲法草案で戦争の抛棄を規定したことは意義重大である。しかし決して先例のないことではなく、世界最初のものとはいえない。」そして、1791年のフランス革命後の憲法や、1932年スペイン憲法の例をあげ、1928年の不戦条約と憲法改正草案要綱の戦争抛棄条項との関係を次のように語っている。

「不戦条約の第一条は『締約国は国際紛争解決のため戦争に訴ふることを非とし且つその相互関係において国家の政策の手段としての戦争を抛棄することをその人民の名において厳粛に宣言す』とあり、わが憲法草案の第九の規定は字句のちがひはあるが実質的には意義は同じものだ。不戦条約でも国際法上自衛のための戦争は禁止されてゐないし自衛権発動の場合の戦争を抛棄するものではない。ただ国際法上自衛権の戦争は相手から攻撃を受けた場合に限られてゐる。国際連合との関係からみると、その基本原則第三項に『紛争はすべて平和手段によって解決すべし』第四項に『如何なる国の領土保全と政治的独立に對しても脅威又は兵力使用に出てその他聯合の目

的に反する態度に出づることを避くべし』とあり国際聯合加盟国はすべて兵力の使用を避くべき義務を負はされてゐるが、しかし平和攪乱に對する制裁の規定もあるので一面国際協力のための兵力行使の義務もあるわけである。したがって日本が将来、民主国家として再生し、国際連合に加盟が許される場合には当然平和維持、国際協力の場合には兵力の使用が可能なのである。」

横田が、このように解釈する十分な根拠があった、と筆者は考える。

総司令部が日本政府のいわゆる松本案を拒否して、独自に憲法案を起草した際に、最高指令官から憲法改正の「必須要件」として示された三つの基本的な原則、いわゆるマッカーサー三原則の2は、次のようになっていた⁽⁶⁶⁾。

「国権の発動たる戦争は廃止する。日本は紛争解決のための手段としての戦争、さらに自己の安全を保持するための手段としての戦争をも、放棄する。日本はその防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる。

日本が陸海空軍をもつ権能は、将来も与えられることはなく、交戦権が日本軍に与えられることもない。」

このうち、前半の後段にあった「日本は、その防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる。」の部分が削除されて、マッカーサー草案では次のようになった⁽⁶⁷⁾。

「第8条 国権の発動たる戦争は廃止する。いかなる国であれ、他の国との間の解決の手段としては、武力による威嚇または武力の行使は、永久に放棄する。

陸軍、海軍。空軍その他の戦力をもつ権能は、将来も与えられることはなく、国の交戦権が国に与えられることもない。」

この「日本は、その防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる。」

の部分削除された理由について、マッカーサー草案の起草に深く関わったケーディス⁽⁶⁸⁾は、のちに次のように語っている⁽⁶⁹⁾。

「自衛権の放棄を謳った部分をカットした理由は、それが現実離れしていると思ったからです。どんな国でも、自分を守る権利があるからです。だって個人にも人権があるでしょう？それと同じです。自分の国が攻撃されているのに防衛できないできないというのは、非現実的だと考えたからですよ。」

政府の憲法改正草案要項が明らかになった時点で、宮沢の解釈と横田の解釈が大きく異なった理由は何であったのか。

宮沢は日本の非軍事化の徹底という占領政策に沿って解釈した。それに対して横田は、主権と独立を回復した後の日本の安全と国際連合に加入後の国際協力に重点を置いて解釈した、と筆者は考える。

しかし、横田は翌1947年7月に発表した『戦争の放棄』においては、前年の説を撤回し、次のように述べている⁽⁷⁰⁾。

「第一に、新憲法は全面的に戦争を放棄している。あらゆる場合に戦争を行わないようにしている。ほかの国の憲法では、単に侵略的戦争を放棄しているに過ぎない。第二に、新憲法は、戦争だけを放棄しているのではなく、武力の行使も武力による威嚇も放棄している。ひと口に戦争の放棄というけれども、じつは戦争のみではない。これに反して、ほかの国では、いずれも、単に戦争を放棄しているに過ぎない。第三に、新憲法は戦争の手段である軍備を全廃している。ほかの国の憲法では、この点につて、なにも規定していない。軍備を全廃するのはもとよりのこと、相当な程度で縮小するということも言っていない。これら三つの点を総合してみれば、いかに新憲法が戦争の放棄にてっぺいしているかわかるであろう。」

(4) 占領政策と第九条の解釈

改正草案要綱が発表された当初は、第九条

の解釈について宮沢とは異なる結論に達していた横田が、宮沢と同じ結論になった理由は何であったか。両者の発言をもとに検討したい。

1959年12月16日に日米安全保障条約の合憲性について争われた砂川事件の上告審について最高裁判所の判決が下った。最高裁判所は判決理由の中で、第九条について「同条は、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているのであるが、然しもちろんこれによりわが国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく、わが憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではないのである。」⁽⁷¹⁾との判断を示した。

この判決をめぐる座談会において、横田は次のように語っている⁽⁷²⁾。

「憲法がそもそもこの規定を置いたのは、日本に軍備を全く持たせないという考えからですね。あの頃、アメリカ、ソ連などの連合軍の考えはそういう考えで、日本とドイツの軍備を永久に禁止するという条約案を作り、その期限を40年としていた。そういう趣旨から日本に軍隊を持たせないというのが根本趣旨であった。この趣旨から出て、日本にそれを押しつけたわけで、それを今どこまで考慮するか別だけれども、この規定の趣旨は日本に軍隊を持たせないということにあった。日本の軍隊は、何をやるかわからない。アメリカや外国の軍隊なら、そういう心配はないという趣旨で、この規定は置かれた。」

これをうけて、宮沢は第九条の対内的意味を強調して次のように語っている⁽⁷³⁾。

「日本の戦力だという意味においてはその通りだと思う。しかし日本の憲法の解釈として、九条の趣旨というのは、対外的に侵略戦争をしないというだけでなく、日本に従来軍隊がいて、統帥権その他で軍国主義を発達させた。そういうことが二度と起こらないよという対内的な意味もあると思うので

す。そう考えると、同じ軍隊といっても、日本の軍隊と外国の軍隊とは違ってくる。そこに日本の軍隊を置かないということの意味があると思う。そう考えるとどうせ軍隊を置けなくなれば、外国軍よりは日本がコントロールできるものの方がいいとは、必ずしもいえなくなる。日本の軍隊を置いてはいけない。そのかわり国際的にコントロールされた軍隊ならば決して望ましくはないけれども、現在の段階では、仕方がないという説明が、日本の憲法九条の説明としてできるのではないか。」

この座談会において横田と宮沢は、第九条が日本に軍隊を持たせないという占領政策にもとづいて制定されたものであること、またその占領政策にしたがって両者の第九条解釈がなされたことを明らかにしている。この座談会における両者の発言から感じられることは、両者の連合国が日本国憲法によって日本の半永久的な非武装を意図した占領政策、とりわけ日本の軍国主義復活への連合国の懸念に対する配慮である。

宮沢は、同じ趣旨のことを1954年5月の自由党憲法調査会においても述べている。宮沢は、「憲法のみならずあらゆる占領時代の改革というものは、同じく占領時代に司令部のコントロールのもとにできたものいである。」⁽⁷⁴⁾とした上で、憲法改正に伴う不利益あるいは危険として、第九条の改正と軍備をあげ、次のように語っている⁽⁷⁵⁾。

「そういう改正が行われるといたしますれば、これは私自身が一番おそれているところでありますけれども、再び軍国主義というのがそこに頭を上げるのではないかとということでもあります。」

(5) マッカーサー声明と自衛権

1950年、朝鮮戦争が勃発したその年は、日本の徹底した非軍事化を推進した占領政策と日本の安全保障問題との矛盾が、ようやくマッカーサーにも感じられるようになった年ではないか、と筆者は考える。

1950年の1月1日、マッカーサー元帥は終戦後五度目の元日に際して日本国民に告げる声明を発表し、それは新聞の一面に「マ元帥・年頭の辞 憲法の線で進め 自衛権を否定せず」の見出しの下で大きく報じられた⁽⁷⁶⁾。

その声明でマッカーサーは、日本が憲法によって戦争と武力による安全保障の考え方を放棄したことにふれ、この憲法の規定について「最も高い道徳的理想にもとづいているばかりでなくこれほど根本的に健全で実行可能な憲法の規定はいまだかつてどの国にもなかったのである」とした上で、次のように述べた。

「この憲法の規定はたとえどのような理屈はならべうとも、相手側から仕掛けてきた攻撃に対する自己防衛の冒しがたい権利を全然否定したものは絶対に解釈できない。」

しかし、同じ紙面は「ラッセル・ブラインズAP東京支局長記」として、日本国民が自己防衛権を持っていることをマ元帥が直接に日本国民に告げたのはこれが初めてである、とした上で、しかし、「マ元帥は日本国民が戦争に備えて再軍備したりまた軍隊を再建したりする権利をもっていると言うつもりは全然なかった」とホイットニー代将⁽⁷⁷⁾はいつている、と報じている。ホイットニー代将によると、声明のそのところの意味は、日本が「防衛同盟を結ぶとか、あるいは国連の保護を受ける交渉をする権利」を持っているということであり、「もし直接攻撃を受けた場合には日本人は自己の自由になる全力をもって反撃することができる」という意味である。

このマッカーサー声明は、それまで進めてきた日本の非軍事化の徹底という占領政策の破綻を、軍事同盟や国連の保護下に日本を置くことによって回避しようとするきわめて政治的なもので、その説いてきた絶対平和主義とは無縁のものである、と筆者は解する。

(6) 朝鮮戦争

平和条約の締結と同時に旧日米安全保障条約が締結された理由は、旧条約の前文に明記されているように、無防備の日本には危険があったからである。

その危険とは何か。旧条約が締結された前年の1950年6月25日、朝鮮半島ではスターリンと毛沢東の支持を得た北朝鮮軍が⁽⁷⁸⁾が韓国に宣戦布告⁽⁷⁹⁾をして南に侵攻した。朝鮮戦争が勃発した。

この事態に対して国連の安全保障理事会は、1950年6月25日、北朝鮮の行動を「平和破壊」と反対なしをもって認定(determine)、北からの敵対行為の停止と38度線以北への撤退の要請(call upon)、加盟国があらゆる援助をその排除行動に与える要請(call upon)を行い、27日には、これも反対なしをもって、撃退に必要な援助を与えるよう勧告(recommend)、それらを統括する司令官指名をアメリカに要請、国連旗の使用を認めた⁽⁸⁰⁾。

朝鮮戦争が勃発して2週間後の7月8日、マッカーサー元帥は吉田首相に書簡を送り、日本政府が七万五千名の国家警察予備隊を新たに設けるとともに、海上保安庁の現有保安力充実のため八千名を増員することにつき適当の措置を講ずることをことを許可する旨指令した⁽⁸¹⁾。

こうして朝鮮半島では、1953年の7月27日に休戦協定が成立するまで、北朝鮮軍とそれを支援する中国軍と韓国軍ならびにアメリカを主体とする国連軍が壮絶な戦いを展開した。日本はまさに、危険と隣り合わせの位置にあった。

朝鮮戦争に象徴されるように、日本の降伏後東アジアの情勢も大きく変わった。中国では国共内戦が激化し、共産党が勝利して1949年10月1日、毛沢東を主席とする中華人民共和国の建国が宣言された。そして1950年の2月には、日本を仮想敵国とする軍事同盟である中ソ友好同盟相互援助条約が締結された⁽⁸²⁾。

この条約の第一条は、次のように始まっている⁽⁸³⁾。

「両締約国は、日本又は直接にもしくは間接に侵略行為について日本国と連合する他の国の侵略の繰り返し及び平和の破壊を防止するため、両国のなしうるすべての必要な措置を共同して執ることを約束する。」

但し、この条約は、1980年4月11日、中国の廃棄通告により失効した⁽⁸⁴⁾。

朝鮮半島で激しい戦いが続いていた1951年の元旦、マッカーサー元帥は日本国民に対するメッセージを発表し、それは、「自衛の法則が優先 国連のワク内で“力”を」の見出しで報じられた⁽⁸⁵⁾。

そのなかでマッカーサーは、「日本憲法は国家の政策の具としての戦争を放棄している」とした上で、次のように述べている。

「しかしながら、もし国際的な無法状態が引き続き平和を脅威し、人々の生活を支配しようとするならば、この理想がやむを得ざる自己保存の法則に道を譲らねばならなくなることは当然であり、自由を尊重する他の人々と相携えて、国際連合の諸原則のワク内で力を撃退するに力をもってすることが諸君の義務となるだろう。」

このマッカーサーの声明について、同じ紙面は「ラッセル・ブラインズ AP 東京支局長記」として、それが日本の再武装を示唆したものとして次のように報じている。

「元帥は日本の将来を懸念する多数の日本人が必要だと考えているような公然たる再武装を日本に許すほど日本が大きな脅威をうけているかどうかについてはふれていない。しかし元帥は民主主義諸国が日本を守り続けてゆく限り、日本は自国の防衛をこれら諸国にのみまかせておくことはとうていできないという意味のことをいっている。

元帥はまた従来よりも一步踏み込んで、日本憲法の戦争放棄はアジアのアラシの脅威に対する防波堤としては不適當であると指摘し

ている。戦火の中にある朝鮮を背景として元帥は日本ならびに西欧諸国に対して今こそ日本を軍事的に無力化しているカキをとり除くべき機会だと告げているように思われる。だれも朝鮮戦争の結果を予測することはできない。しかしもし朝鮮を失えば共産主義者の大軍が日本から約六十キロ離れた地点にがんばることになる。兵力不明のソ連軍は以前から日本列島の北端に威圧を加えており、本州もソ連空軍の爆撃圏内にある。朝鮮戦線の国連軍は兵力を必要としており、日本を防衛しなければならぬ場合にも兵力を必要とするであろう。」

朝鮮戦争によって、マッカーサーが進めてきた日本の非軍事化の徹底という占領政策が深刻な打撃を受け、警察予備隊の創設等の政策転換をはかったことはみた通りであるが、絶対平和主義を説いてきた宮沢にとっても事情は同じであった、と筆者は考える。

宮沢は朝鮮戦争が始まって間もない頃、『改造』に「戦争放棄・義勇兵・警察予備隊」を発表し、次のように述べている⁽⁸⁶⁾。

「今日われわれの目の前にある講和問題・平和問題・戦争問題等々を考えるにあたっては、よくよく現実に即して考えなくてはいけないとおもう。世の中の現実には、可能なこととそうでないことがある。自分一人の問題ならば、いかに不可能とおもわれても、どこまでも高い(?)理想に殉じ、いさぎよく玉砕するのもいいが、実際政治の問題としては、へたな『玉砕』よりもむしろ『瓦全』を目的としなくてはならない。現実に可能なかぎりにおいて、少しでも害の小さいこと—あるいは少しでも益の大きいこと—を目的としなくてはならない」として、当時話題となっていた日本人が国際連合軍に義勇兵として参加する問題について、次のように述べている⁽⁸⁷⁾。

「国際連合軍は、世界の平和をその破壊者に対して守るためのものである。国際社会にお

ける警察作用の性格をもつ。それを戦争と呼ぶならば、それは戦争をやめさせるための戦争である。したがって各国がこれに協力するのは当然であり、その結果、憲法で戦争を放棄し、軍備を廃止した国でも、その国民がそうした国際義勇軍に義勇兵として入ることを禁止すべきでない。こう解釈するのが正しいのではないか。」

続けて次のように述べている⁽⁸⁸⁾。

「いま国際連合軍の行動は、戦争をやめさせるための戦争だといったが、戦争をやめさせるための戦争とか、戦争をなくすための戦争とかいう言葉は、確かにある意味ではそれ自体矛盾しているといえる。しかし、そういうものをいっさいみとめないことは、実際的には、平和をまったくあきらめるか、または奴隷の平和に満足するか、そのいずれかの結論を承認することにほかならない。いくら侵略者があっても、これにまったく抵抗しなければ戦争は起こらない。平和は形のうえでは、保たれる。しかし、それは侵略者の武力におどかさされて小さくなっている奴隷の平和である。それはほんとうの平和ではない。平和は単なる平穏であってはならない。たんなる平穏ならば、どこの監獄にも存在する。平和はどこまでも自由な平和でなくてはならない。自由な平和を侵害する者が存在し、それに有効に抵抗するためにはどうしても武力が必要であるとするならば、自由な平和をもつことをあきらめてしまわないかぎり、そうした武力の行動を承認しなくてはならないだろう。戦争をやめさせるための戦争とか、戦争をなくすための戦争とかいうのは、まさしくそうした戦争をいうのである。」

さらに次のように述べている⁽⁸⁹⁾。

「狼はぜひ退治しなくてはならない。狼がいるかぎり。自由な平和は生まれっこない。狼に対して絶対無抵抗主義に徹底することは、もちろん精神的には狼に勝つことになるかもしれないし、またあの世へ行ってから神さま

に賞められるかもしれないが、少なくともこの世では、少なくとも肉体的には狼の奴隷になるなることを意味する。奴隷になっているかぎり、少なくともこの世では自由な平和は実現できない。」

また、警察予備隊については次のように述べている⁽⁹⁰⁾。

「警察予備隊が相当につよい『武力』をもつこと自体には、まず問題はない。何よりも心配なのは、その職員がかつての『軍隊精神』みたいなものをもつことになりはしないかということである。」

この論文において宮沢は、その説く絶対平和主義の本質を明快に述べている。すなわち、宮沢の説く絶対平和主義とは、武力の行使は悪であり、したがっていかなる状況においても武力の行使を絶対に認めないという高邁な理想をもとにした絶対平和主義ではなく、自由を侵すものに対しては、それを阻止するために武力を行使することを排除しないという意味での現実的で相対的な絶対平和主義である、と解する。

それでは何故、宮沢は日本国憲法の解釈として、自衛のための戦争やそのための武力の保持を認めないのか。その理由は、宮沢が再三述べているように、武力を保持することによって、日本がかつての軍国主義の国家なることを懸念するからである、とされている。

しかし、これまで見たみたように、国際連合への武力による協力は憲法上許されないと説いている宮沢が、奴隷の平和を拒否し狼はぜひ退治しなければならないとして、平和の破壊者に対する戦争において、国民が義勇兵として参加することを容認するその論旨には大きな疑問を感じる。

平和の破壊者に対する戦争においても、日本が武力によってそれに協力すること認めないとする一方で、国民に対しては義勇兵としてその戦争に参加することを認める宮沢の論旨は、世界の平和を維持し、国民の自由と安

全を保障するために国家が負うべき危険と責任を回避し、それを国民に転嫁しようとするものである、と筆者は考える。それはまさに本末転倒の論理である、と筆者は考える。

宮沢は日本が武力を持つことによって、かつての軍国主義が復活するとして、武力を持つことに反対しているが、武力を持つことによって起こるかもしれない軍国主義復活の危険と、武力を持たないことによって日本の独立と主権が侵される危険と、どちらが大きいと解すべきか。

宮沢の軍国主義復活の懸念あるいは警戒感、日本国憲法の下で進められてきた民主主義と自由主義に対する宮沢の不信感を表すものと筆者は考える。民主主義と自由主義の熱烈な支持者であり、自由を守るためには武力の行使が必要であることを認める宮沢が、自国の武力の保持を認めないのは不可解とする他ない。

宮沢の軍国主義復活への懸念は、軍国主義復活を阻止するための戦後の民主主義と自由主義をもとにした諸改革への不信を伴っている、と筆者は考える。それはまた、宮沢が主導した戦後の憲法学そのものが抱えている問題でもある、と筆者は考える。

宮沢の軍国主義復活に対する警戒感、その反面、日本の徹底した非軍事化を推進した占領政策に対する迎合と表裏の関係にある、と筆者は考える。

宮沢の絶対平和主義は、戦後の世界と日本をとりまく東アジアの冷酷な現実に対する科学的な認識をもとにしたものではなく、日本の徹底した非軍事化を進めた占領政策への支持を表すものである、と筆者は解する。その意味で、宮沢の第九条解釈は、占領政策のアポロギヤであった、と筆者は解する。

朝鮮半島で一進一退の戦いが展開されていた1951年1月21日、佐々木惣一⁽⁹¹⁾は、新聞紙上に「憲法九条で許される侵略への『自衛軍事行動』」を発表した⁽⁹²⁾。

そのなかで佐々木は、憲法第九条の解釈として「自衛の手段としての戦争をするのは憲法上許されるか。たとえば、ある他国が侵略戦争をしかけてくるとする。わが国は自衛のため、これに応戦することはゆるされないのか。」と問題を提起した上で、「それは憲法上許される。憲法第九条は、国際紛争を解決する手段としては、戦争を放棄する、とするのであるが、自衛の手段として戦争をすることは、国際紛争を解決する手段として戦争をするのではない。」と述べ、次いで「自衛手段としての軍備をもつことが許されるか」について、次のように述べている。

「第一項で戦争をしないとすることは、国際紛争解決の手段として戦争をしないとすることであるから、第二項で、第一項の戦争をしないという目的を達するために、戦力を保持しない、とする場合のその戦争が第一項で放棄せられている戦争、すなわち国際紛争解決の手段としての戦争であること、法規解釈の論理上当然の結論である。ゆえに自衛手段としての戦争に用いるものとしての軍備を有することは、憲法上許される。」

また、自衛のためには何らかの実力組織を保持することを完全に否定しない穏和な平和主義⁽⁹³⁾を説く長谷部恭男は、「現代史を見ても、朝鮮戦争やフォークランド紛争のように、ある地域を実力で防衛する意思がないという誤ったシグナルを相手方に送ることで戦争が引き起こされた例を挙げることは容易である⁽⁹⁴⁾とした上で、次のように述べている⁽⁹⁵⁾。

「徹底した平和主義は、その意図せざる結果として、国家間の関係を不安定にする。」

長谷部の指摘には次のような根拠があった。朝鮮戦争を引き起こした原因のひとつに、1950年1月12日アメリカのアチソン國務長官が台湾と並んで朝鮮半島をアメリカの防衛権から除外することを声明した、ことが上げられている⁽⁹⁶⁾。

1951年4月11日、トルーマン大統領はマッカーサー元帥の指揮官としてのすべての権限を解任するむね発表して次のように述べた⁽⁹⁷⁾。

「マッカーサー元帥は米国および国連の政策に対し心からの支持を与えることができない、との結論に達した。」

トルーマン大統領は右声明の中で次のように述べている。「軍司令官は政府の政策と指令に従わねばならない。危機の時に当たってはこのことは特に必要である。」

解任の詳しい理由は不明だが、アメリカの政治学者マイケル・シャラーは「1951年3月初め、マッカーサーが原子兵器の使用許可を求めたことは、ある証拠が示唆している。」⁽⁹⁸⁾、と述べている。

1953年7月27日に休戦協定が成立し⁽⁹⁹⁾、朝鮮半島の無残で破壊的な戦争は終わった⁽¹⁰⁰⁾。

その後ほぼ57年が過ぎ、韓国はめざましい発展を遂げつつあるが、朝鮮半島は依然として予断を許さない不安定な状況におかれている。

2002年9月17日、小泉純一郎首相は平壤に飛んで北朝鮮の金正日総書記と初の日朝首脳会談を行い、その結果、拉致被害者の一部の帰国が実現したことは記憶に新しい。

その際発表された日朝共同宣言には、次の文言があった⁽¹⁰¹⁾。

「双方は、朝鮮半島の核問題の包括的な解決のため、関連するすべての国際的合意を順守することを確認した。」

そして、2005年の第4回六者会合では北朝鮮による「すべての核兵器および既存の各核計画」の廃棄を柱とする共同声明が初めて採択されるに至った⁽¹⁰²⁾。

しかし、北朝鮮は2006年に続いて2009年5月にも核実験の実施を発表し、六者会合も2007年の第6回会合以来中断されたままである⁽¹⁰³⁾。

また、北朝鮮の想像を絶する深刻な人権侵害の状況が明らかにされてきている。

2009年10月16日に韓国政府が公表した報告書『北朝鮮の収容所現況』⁽¹⁰⁴⁾によれば、北朝鮮の6収容所に政治犯約15万4000人が収容されている実態が明らかになった。住人のおよそ150人に一人が収容されている計算になる。

報告書によると、収容者は主に失脚した幹部や脱北者などだが、金日成・金正日を批判したり、政治批判の失言をした一般住民も多く含まれている。また、一日10時間以上の強制労働を課せられ、医療は全く受けられず、食事も一日平均100～200グラムが配給されるだけ、という。韓国の人権団体はこの間、十数カ所の収容所に政治犯とその家族約30万人が収容されている、と告発している⁽¹⁰⁵⁾。

このような北朝鮮の将来はまったく不透明であるが、朝鮮戦争で示された北朝鮮と中国の密接な関係は今も続いている。

1961年7月に締結された中朝相互援助条約⁽¹⁰⁶⁾の第二条は、次のことを定めている。

「両締約国は、共同ですべての措置を執りいずれ一方の締約国に対するいかなる国の侵略をも防止する。いずれか一方の締約国がいずれかの国又は同盟国家群から武力攻撃を受けて、それによって戦争状態に陥ったときは他方の締約国は、直ちに全力をあげて軍事上その他の援助を与える。」

そしてこの条約は、次の文言で終わっている⁽¹⁰⁷⁾。

「この条約は、両締約国が改正又は終了について合意しない限り、引き続き効力を有する。」

さて、宮沢の説いた絶対平和主義は今どのようにとらえられているか。宮沢に次いで戦後の憲法学を主導した芦部信喜⁽¹⁰⁸⁾は、その著書で次のように述べている⁽¹⁰⁹⁾。

「平和主義は日本国憲法の最も大きな特徴と言ってもよい。ところが、この平和主義を具

体化した九条は、警察予備隊の設置に始まり、自衛隊の誕生とその成長という日本の事実上の再軍備が進むに伴って政治の激流にもまれ、その本来の意味は大きく変わり、『憲法変遷』を肯定する学説も現れてきている。したがって九条をめぐる憲法問題は内外の政治情勢と密接にかかわり、広い観点からの総合的な検討を必要とする。しかしここでは、それを試みることはできないので、法理の解説にとどめる。」

芦部はこのように、平和主義と第九条についてその本来に意味が大きく変わったことを認めている。芦部の言うその本来の意味とは、宮沢の説いた絶対平和主義を指しているのではないかと筆者は解する。

芦部がいうように、宮沢によって絶対平和主義として解釈された第九条の平和主義の意味が変わったことを芦部が認める以上、芦部は、その変わったとされる平和主義の意味を明らかにすべきであった、と筆者は考える。

宮沢の説いた絶対平和主義が、戦後の世界、特に日本をとりまく東アジアの冷酷な現実に対する科学的な認識をもとにしたものではなく、結局は、マッカーサーによって進められた占領政策のアポロギヤであったことを思えば、マッカーサーの日本非軍事化政策が朝鮮戦争によって破綻したのと同じく、絶対平和主義をもとにした第九条解釈が破綻したのは当然の結果である、と筆者は考える。

芦部は、その説く平和主義が破綻したことを認識しながら、時代の変化に対応した平和主義について何ら論じていない。現実と憲法学との落差は放置されたままになっている。

6. おわりに

今年で、署名50周年を迎えた日米安全保障条約は、その前文で両国が極東における国際の平和および安全の維持に共通の関心有しているとした上で、その第五條で、「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、

いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するよう行動することを宣言する⁽¹⁰⁹⁾」とした。

この条約は、日米の相互防衛について定めたもので、旧安全保障条約の片務性は解消された⁽¹¹⁰⁾。

この条約においては、日本の施政の下にある領域における日米の共同防衛が規定されているとともに、日米両国が極東における平和と安全の維持にも関心を有していることが記されている。

しかし、2005年10月29日に日米の閣僚によって合意された「日米同盟・未来のための変革と再編」には、次のことが記載されている⁽¹¹⁰⁾。

「日米安全保障体制を中核とする日米同盟は、日本の安全とアジア太平洋地域の平和と安定のために不可欠な基礎である。同盟に基づいた緊密かつ協力的な関係は、世界における課題に効果的に対処する上で重要な役割を果たしており、安全保障環境の変化に応じて発展しなければならない。以下略」

1951年9月8日、日本の主権と独立の回復を定めた平和条約を締結するにあたって、武装を解除された日本が固有の自衛権を行使する有効な手段をもたない、として日本の安全確保のために暫定措置として締結された日米安全保障条約が、今や、日米両国の世界における共通の課題に効果的に対処する上で重要な役割を果たしている、とされるに至っている。

自国の防衛のためであっても、武力の保持と行使を認めないとする学説が憲法学の主流を占める一方で、現実には、日米の軍事協力は世界的規模にまで拡大されてきている。

学説と現実との間にあるこの隔絶は、学説が日本の徹底した非軍事化を進めようとした占領政策をいまだに引きずっている一方で、

わが国がいまだに確固とした日本の安全保障政策を樹立できないでいることに起因しているように筆者には思われる。

占領下の諸改革を否定するつもりはない。しかし、国家の存立と安全に関わることがらは、戦いに勝った国家と破れた国家の利害が最も先鋭化する分野である、と筆者は考える。憲法の基本原理とされた絶対平和主義が、結局はアメリカの利益をはかるためのものであったことは、戦後のこれまでの歴史が示している、と筆者は考える。

理念や理想だけで国家の安全をはかることは不可能であり、国の安全を確保することは、それ相当のリスクを伴ものであることは戦後の歴史が示すところである。

歴史的な役割をすでに終えてしまった絶対平和主義を克服し、現実と未来を見据えた平和主義の再構築が、憲法学に今、求められているのではなかろうか。

注

- (1) 正式名称は「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」大沼保昭・藤田久一『国際条約集』557頁（有斐閣2003年）
- (2) 正式名称は「日本国との平和条約」前掲註1 737頁
- (3) 正式名称は「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」前掲註1 558頁
- (4) 前掲註1 558頁
- (5) 前掲註1 737頁
- (6) 前掲註1 22頁
- (7) 前掲註1 755頁
- (8) 高柳賢三・大友一郎・田中英夫『日本国憲法制定の過程 I 原文と翻訳』99頁（有斐閣1972年）
- (9) 芦部信喜『憲法学 I 憲法総論』199頁（有斐閣1972年）
- (10) 対日理事会は降伏条項及びそれを補足する指令の執行について最高司令官と協議及びこれに助言を与える連合国の機関。憲法調査会事務局『憲法制定の過程に関小委員会報告書』280頁（憲法調査会事務局1961年）

- (11) 前掲註10 318頁
- (12) 前掲註10 318～319頁
- (13) 前掲註I 755頁
- (14) 前掲註1 24頁
- (15) 前掲註1 14頁
- (16) 芦部信喜『憲法制定権力』174頁(東京大学出版会1983年)
- (17) 前掲註16 139頁
- (18) 菅野喜八郎『続・国権の限界問題』146頁(木鐸社1988年)(初出『法学』第四七巻第二号1983年6月)
- (19) 樋口陽一「日本憲法学における『科学』と『思想』」『1981年法哲学会年報法・法学イデオロギー』3頁
- (20) 前掲註19 3～4頁
- (21) 毎日新聞1945年10月19日一面
- (22) 佐藤達夫・佐藤功補訂『日本国憲法成立史第三巻』6頁(有斐閣1994年)
- (23) 佐藤達夫『日本国憲法成立史第一巻』254頁(有斐閣1962年)
- (24) 前掲註23 266頁
- (25) 前掲註10 227頁
- (26) 前掲註10 343頁
- (27) 前掲註10 343頁
- (28) 前掲註22 8頁
- (29) 宮澤俊義「八月革命と国民主権主義」『世界文化』五月号64頁(世界文化社1946年)
- (30) 前掲註10 97～98頁
- (31) 前掲註8 266～303頁
- (32) 鈴木昭典『日本国憲法を生んだ密室の九日間』69～70頁(創元社1995年)
- (33) 前掲註22 15～18頁
- (34) 前掲註29 74頁
- (35) 林芳典『昭和思想史への証言』改訂新版168～169頁(毎日新聞社1972年)
- (36) 佐藤達夫『日本国憲法成立史第二巻』928頁(有斐閣1964年)
- (37) 前掲註35 168～169頁
- (38) 前掲註35 170頁
- (39) 石川健治「巻頭言」『法学教室』NO314(有斐閣2006年)
- (40) 美濃部教授還暦記念『公法学の諸問題第二巻』復刻版211～273頁(有斐閣1987年)
- (41) 前掲註40 4頁(212頁)
- (42) 前提中40 5頁(213頁)
- (43) 前掲註40 6頁(214頁)
- (44) 1945年9月17日付けの朝日新聞一面は、對等感を捨てよ マ元帥 言論統制の具体的方針の見出しの下に、日本は文明諸国家間に位置を占める権利を容認されてゐない敗北せる敵である、とし今後一層嚴重な検閲を受けるようになるであらう、と報じている。
- (45) 長谷部恭男『憲法学のフロンティア』101頁(岩波書店1999年)
- (46) 長尾龍一『日本憲法思想史』231頁(講談社学術文庫1996年)
- (47) 前掲註46 232頁
- (48) 前掲註18
- (49) 高見勝利『芦部憲法学を読む』487頁(有斐閣2004年)
- (50) 長谷部恭男は絶対平和主義を、実力を持って国家を防衛することはいかなる場合にも決して許されない、と定義している「平和主義の原理的考察」『憲法問題10』50頁(三省堂1999年)
- (51) 高見前掲註49 487頁
- (52) 前掲註36 927頁
- (53) 前掲註36 927頁
- (54) 宮沢俊義・芦部信喜補訂『全訂日本国憲法』153～154頁(日本評論社1978年)
- (55) 前掲註54 154頁
- (56) 前掲註54 155頁
- (57) 前掲註54 177頁
- (58) 前掲註54 155頁
- (59) 前掲註54 155頁
- (60) 前掲註54 155～156頁
- (61) 前掲註54 156頁
- (62) 前掲註54 812頁
- (63) 前掲註54 812頁
- (64) 前掲註22 190頁
- (65) 第三代最高裁判所長官 第二次世界大戦直後は自衛戦力違憲論を積極的に唱えた。米ソ冷戦の激化に伴い合憲論に変わった『日本近現代人名辞典』1126～1127頁(吉川弘文館2001年)
- (66) 前掲註8 99頁
- (67) 前掲註8 273頁
- (68) 総司令部民政局長の行政部長としてマッカーサー草案の起草に大きな役割を果たした。高柳賢三・大友一郎・田中英夫『日本憲法制定の過程II解説』46頁(有斐閣1972年)
- (69) 前掲註32 125頁

- (70) 横田喜三郎『戦争の放棄』12頁（国立書院1947年）
- (71) 『判例時報』208号10～11頁
- (72) 『ジュリスト』臨時増刊1月号1960 36頁（有斐閣）
- (73) 前掲註72 36頁
- (74) 「日本国憲法の性格と改正論」15頁（自由党憲法調査会速記録1954年）
- (75) 前掲註74 20頁
- (76) 朝日新聞1950年1月1日一面
- (77) 総司令部民政局長としてマッカーサー草案の起草を指揮した。前掲註68 41頁
- (78) 下斗米仲夫『アジア冷戦史』78頁（中央公論新社2004年）
- (79) 朝日新聞1950年6月26日一面
- (80) 筒井若水『国連体制と自衛権』86頁（東京大学出版会1992年）
- (81) 朝日新聞1950年7月9日一面
- (82) 村川健太郎・江上波夫・山本達郎・林健太郎『詳説 世界史』334頁（山川出版社1990年）
- (83) 前掲註1 590頁
- (84) 前掲註1 690頁
- (85) 朝日新聞1951年1月1日一面
- (86) 宮澤俊義「戦争放棄・義勇兵・警察予備隊」9頁『平和と人権—憲法二十年（中）—』（東京大学出版会1969年）（初出『改造』三—巻10号1950年）
- (87) 前掲註86 11頁
- (88) 前掲註86 12頁
- (89) 前掲註86 14頁
- (90) 前掲註86 16頁
- (91) 1933年の「滝川事件」では、法学部教授団の抗議運動の支柱となり、他の五教授とともに辞職した。
- (92) 朝日新聞1951年1月21日二面
- (93) 前掲註50 59頁
- (94) 前掲註50 56頁
- (95) 前掲註50 56頁
- (96) 前掲註78 74～77頁
- (97) 朝日新聞1951年4月12日一面
- (98) マイケル・シャラー『マッカーサーの時代』344頁、詳細は同書註35に記載
- (99) 神谷不二『朝鮮戦争』187頁（中央公論新社1990年）
- (100) ドン・オーバードファー『二つのコリア国際政治の中の朝鮮半島』24頁（共同通信社1998年）
- (101) 毎日新聞2002年9月18日二面
- (102) 『平成21年版 日本の防衛』36頁（防衛省2009年）
- (103) 前掲註102 36頁
- (104) 宮塚利夫、『〈2008北韓（北朝鮮人権白書）〉に北朝鮮を学ぶ』107頁 山梨学院大学経営情報学論集 第16号 2010年2月
- (105) 前掲註104 107頁
- (106) 前掲註1 589頁
- (107) 前掲註1 589頁
- (108) 芦部信喜氏は1999年6月12日に死去したが、6月15日付けの朝日新聞は憲法学第一人者として、その死を報じた。
- (109) 前掲註9 250頁
- (110) 前掲註1 557頁2
- (111) 前掲註 287頁
- (112) 〔日米同盟：未来のための変革と再編（仮訳）』平成18年版日本の防衛』363頁（防衛省 2006年）